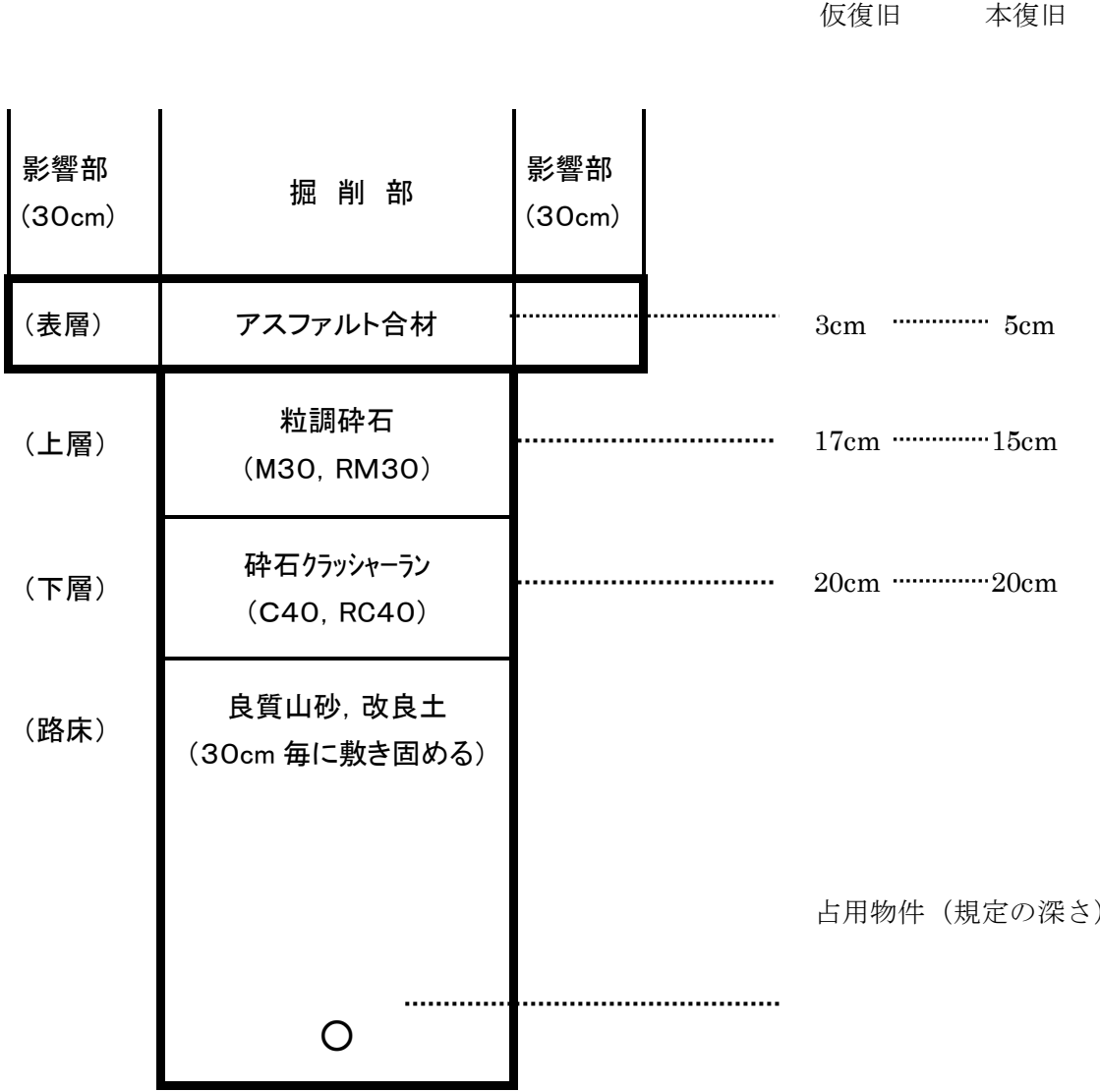
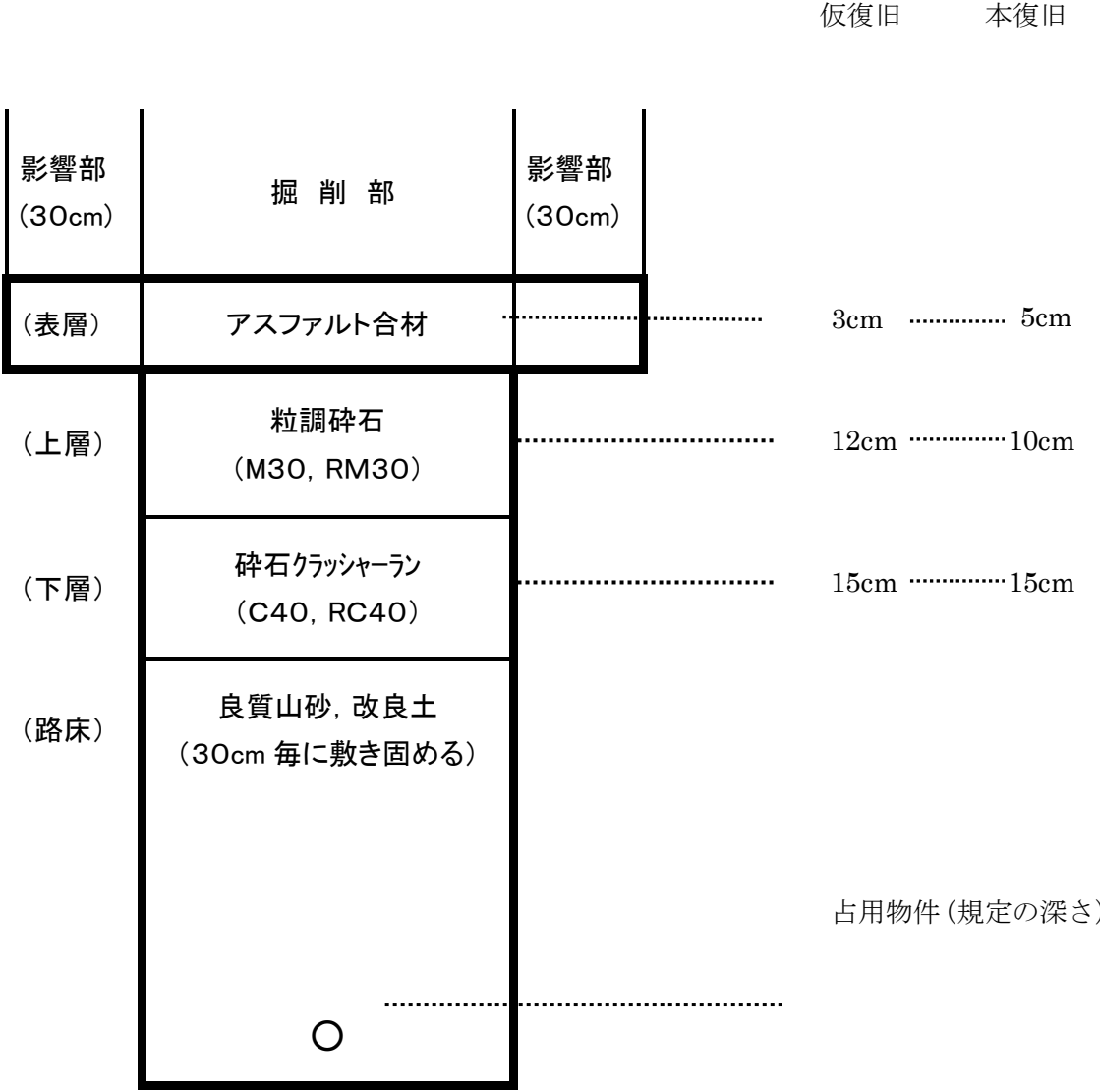


図 ー 1 4 m 以上の市道の場合（標準構造図）



注意 道路改良済である市道については，建設課と別途協議すること。
路床に使用する材料については，別紙を参照すること。

図一 2 4 m未満の市道の場合（標準構造図）

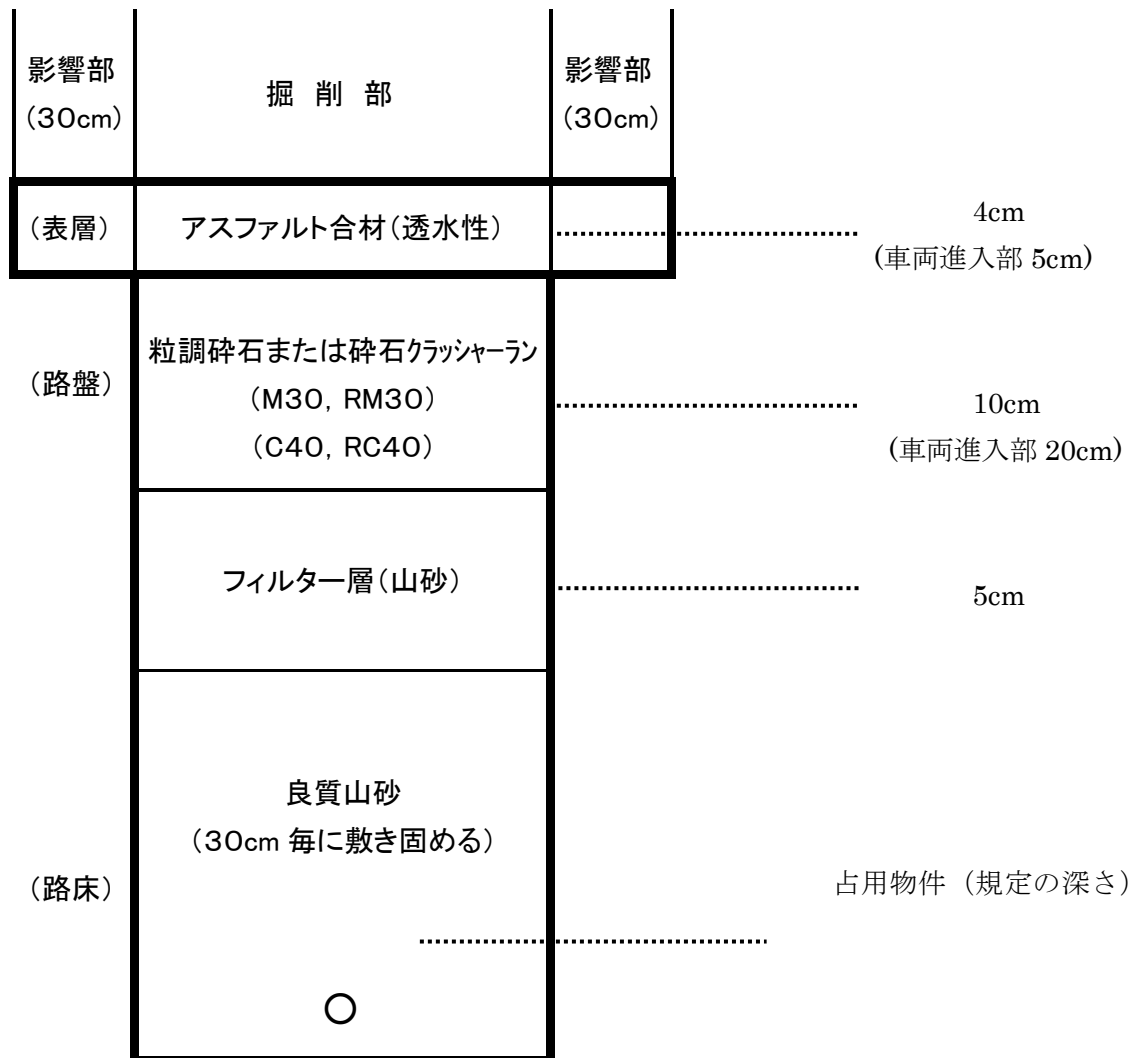


注意 路床に使用する材料については，別紙を参照すること。

図－３ 歩道の場合 （標準構造図）

（ガソリンスタンドまたはドライブイン等の出入口を除く）

本復旧



注意

* 現況舗装が密粒の場合でも復旧延長が長い場合は、透水性舗装で復旧すること。現況舗装が細粒度の場合は現況を優先する。

* 工業団地内

表層（密粒） 5 cm、基層(粗粒)5 cm、

上層路盤（M30） 15 cm、下層路盤（RC40） 20cm

* ガソリンスタンド・コンビニ等（集客施設等：大型車出入有の場合）

表層（密粒） 5 cm、基層(粗粒)5 cm、路盤（RC40） 30 cm

* 路床に使用する材料については、別紙を参照すること。

別紙

埋め戻しに使用する材料の品質及び管理基準

1 良質山砂

山砂の品質は、細粒分が 15%以上 50%未満（日本統一土質分類：砂質土 { S F }）とし、CBR は 6%以上とする。

2 改良土

改良土は、土質改良を行うことの出来る建設発生土（関東ローム，シルト，粘土等で、「発生土利用基準」土質区分基準による泥土を除く。）に生石灰の改良材を均一に混合したもので、次の規定に適合しなければならない。

- (1) 土質改良材の選定と添加量は、現場に応じた品質を満足するよう室内配合試験を行って決定すること。
- (2) 改良土は、添加剤の混合が均一にでき、異物を除去し、安全・公害対策がなされたものであること。
- (3) 改良土の品質は、表－１の基準値を満たすこと。
- (4) 試験方法は表－２に示す。

表－１

規定項目	基準値	試験項目	試験頻度
最大粒径	40 mm以下	粒度試験	500 m ³ 毎に 1 回 (財)千葉県建設技術センターが発行する品質証明書
C B R	6%以上	C B R 試験	

表－２

試験項目	試験方法	
最大粒径	土の粒度試験方法	J I S－A－1 2 0 4
C B R	C B R 試験方法(3 層 6 7 回 6 日 室内養生 4 日水浸養生)	舗装調査・試験法便覧 (第一分冊 P 1 9 0)